

# 医師会費等は法人損金

## 同業団体会費は経費(損金)が当然 — 会員からの問い合わせに答えて —

九月、医療法人の会員から「関与税理士から医師会費が法人の経費にならないと言われたが本当か」という問い合わせがありました。調べてみると最近の税務調査で指摘される事例があり、その根拠は医師会が法人で加入するものではなく個人加入であるから、というものです。

### 十年前に決着済みの問題

この問題とまったく同じことが二〇〇〇年の春にも起きています。当時、協会が事態把握のため緊急アンケートを実施する一方、同業団体会費は個人・法人を問わず、経費(損金)が当然であることを強く主張するよう呼びかけました。

損金は形式でなく実質で判断すべき

当時、負担する勤務医師の会費を法人損金から給与の上乗せへと切り替えることが県内の公立病院で次々と行われました。同じ時期に、一人法人を含む民間の医療法人の税務調査でも、損金否認を求める調査官が

### 所得税法に見る「経費」

(所得税法37条1項)

…事務所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、  
①これらの所得の総収入金額に係る売上原価、  
②その他当該総収入を得るために直接要した費用の額、及び  
③その年に於ける販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする。  
(番号は便宜上、編集部で挿入)

者の会費は当然損金です。勤務医師の会費であっても直接医療法人の所得を生ずべき業務に必要であるならば損金と処理することが妥当です。

### 医師会や協会の情報なしには 日常診療が成り立たない

医療機関にとって医師会や保険医協会への加入が業務遂行に必要であることは、通知や行政からの周知事項など、不可欠な情報が医師会経由でくることが、診療報酬に関する説明会や日常的な問い合わせ、保険医療機関が受けることを義務づけられている「指導」のサポート等を協会が行っていることだけでも明らかです。

また一人医療法人が準拠しなければならないことになつて「病院会計準則」では「経費」の中の「諸会費」：各種団体などに対する「会費」という項目があり、それらの会費は個人加入か法人加入かという形式でなく、支出された会費が実質経費かどうかで判断すべきものです。

### 全国で富山だけ

#### 「そんな話は聞いたことがない」

どうして富山だけに相変わらず起きてくるのか。

今回、この相談を受けて

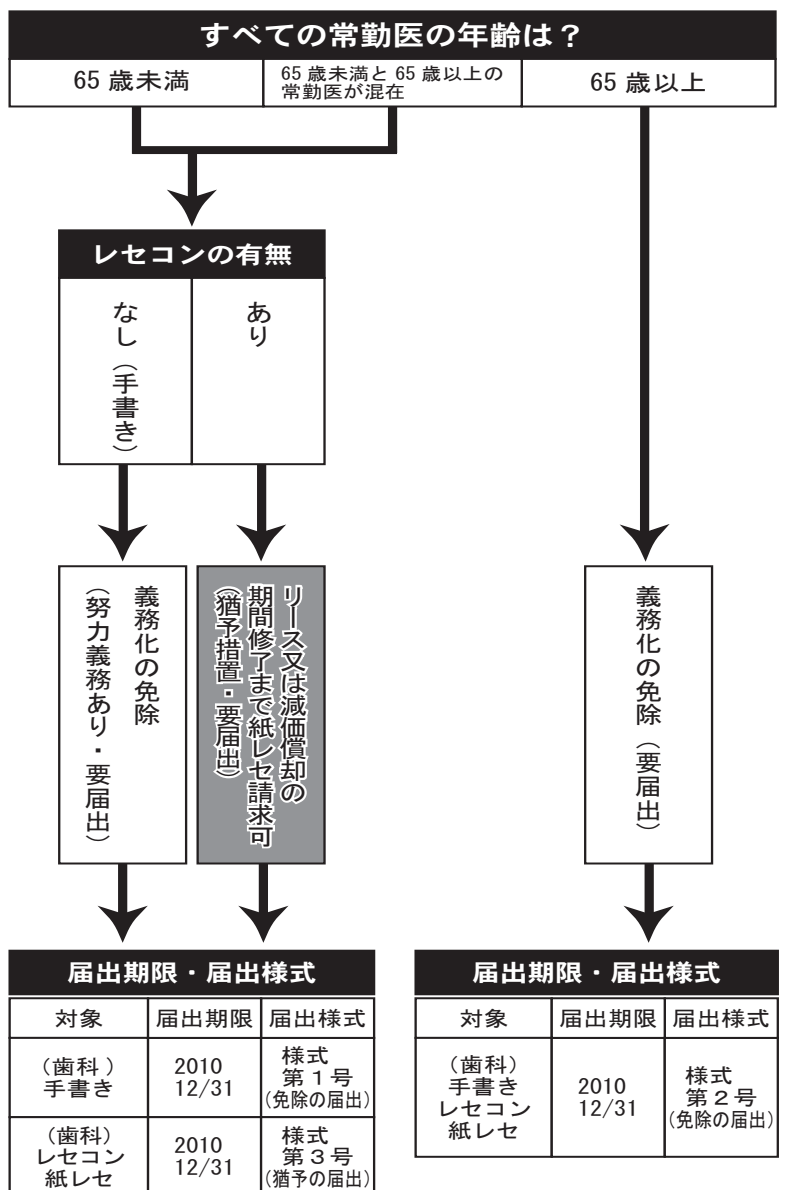
ただちに保団連の経営税務対策部に問い合わせたところ、やはり富山以外にそのような話はまったく聞いていないとのことでした。

また石川県保険医協会からは、同じ金沢国税局管内の金沢税務署で、五年ほど前に同じような調査をして

当です。

また一人医療法人が準拠しなければならないことになつて「病院会計準則」では「経費」の中の「諸会費」：各種団体などに対する「会費」という項目があり、それらの会費は個人加入か法人加入かという形式でなく、支出された会費が実質経費かどうかで判断すべきものです。

## レセプト電子請求の「免除」「猶予」のための 歯科医療機関の対応チャート



### 「レセコン・紙レセプト」の解釈

使用しているレセコンの機種が、電子レセプト請求に対応しているか否かに関わらず、現在「レセコンを使用し、紙レセプトで請求」している医療機関のこと。

## 歯科 レセプトの電子請求

# 約4割の歯科医院は届出が必要

### 「免除」「猶予」の届出は年末までに

昨年十一月、レセプトオンライン請求の義務化は撤回され、原則として「電子レセプト」で請求することになりました。同時に、年齢や現在の請求方法等により「義務化の免除」「猶予措置」が設けられました。

歯科医療機関において「免除」または「猶予」を選択する場合は、所定の書類を年末の十二月三十一日までに支払基金と国保連合会に届け出る必要があります。

県歯科医師会が今年七月に行った「レセプト電子化に関するアンケート調査」によれば、現在手書きまたはレセコンで作成した紙レセプト提出の医療機関が七五%、そのうちレセコン使用の四四%が二〇一一年四月以降も紙レセプトで提出する予定と回答しています。したがって約四割の歯科医院は何らかの届出が必要です。

●電子レセプトの義務化  
歯科では二〇一一年五月  
請求分から「原則として」  
オンラインまたは電子媒体  
(フロッピーディスクやC  
D-R等)による請求方法  
とされた。(医科は本年八

月請求分より)

●「免除」について

と、またはすべての常勤の医師が六十五歳以上の場合は、勤務時間に関わりなく義務化が免除された。また

手書きレセプトであること

「免除」については

リース又は減価償却期間が終了した

二〇〇九年十一月二十五日

以前に購入又はリース契約

したものとされる。

猶予期限は、①リース又は減価償却期間が終了した日、②二〇一五年三月三十

し、手書きであっても常勤医師が六十五歳未満の場合、努力義務が課せられた。

免除を届け出たのちは猶予届に切り替えることができ(基金)ので、六十五歳未満の医師に継承を予定している場合は、免除でなく猶予で届け出た方がよい。

このため契約延長を繰り返して行えば、最長で二〇一五年三月三十一日までレセコン・紙レセプトでの請求が可能となる。

●「リース又は減価償却期間終了」の考え方  
二〇〇九年十一月二十五日以前に契約したものに於いては、同年十一月二十六日以降に契約を延長した場合も猶予措置の対象に該当する。

●「届出」の届出期限・様式・提出先について  
義務化の免除、猶予措置を適用するには、支払基金富山支部と県国保連合会あてに届出が必要となる。

●「免除」の届出期限・様式・提出先について  
義務化の免除、猶予措置を適用するには、支払基金富山支部と県国保連合会あてに届出が必要となる。

●「猶予」の届出期限・様式・提出先について  
義務化の免除、猶予措置を適用するには、支払基金富山支部と県国保連合会あてに届出が必要となる。